

高山市交通安全計画第10次 施策の体系

第1章 道路交通環境について現状と見通し

1 道路交通事故の現状と見通し

- (1) これまでの取り組みと道路交通事故の現状
(2) 道路交通事故の見通し

2 道路交通安全対策を考える視点

- (1) 高齢者及び子どもの安全確保
(2) 歩行者及び自転車の安全確保
(3) 生活道路における安全確保
(4) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

3 交通安全計画における目標

第2章 講ずべき施策

1 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
ア 幼児に対する交通安全教育の推進
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進
ウ 成人に対する交通安全教育の推進
エ 高齢者に対する交通安全教育の推進 (拡充)
オ 障がい者に対する交通安全教育の推進
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
ア 交通安全運動の推進
イ 自転車安全利用の推進
ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
エ チャイルドシートの正しい着用の徹底
オ 反射材用品等の普及促進
カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
キ 外国人観光客に対する交通ルール遵守の徹底 (新規)
ク 効果的な広報の実施
ケ その他の普及啓発活動の推進
(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
(4) 市民の参加・協働の推進 (新規)

2 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
ア 生活道路における交通安全対策の推進
イ 通学路等における交通安全の確保
ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
エ 重大事故の再発防止
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進
(3) 効果的な交通規制の推進
(4) 公共交通機関利用の促進
(5) 災害に備えた道路交通環境の整備
ア 災害に備えた道路の整備
イ 災害発生時における交通規制
ウ 災害発生時における情報提供の充実
(6) 総合的な駐車対策の推進
(7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
ア 道路の使用及び占用の適正化等
イ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
ウ 冬期の安全の確保
エ 踏切道における安全の確保

3 道路交通秩序の維持

- (1) 交通の指導取締りの強化等
(2) 暴走族等対策等の推進

4 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
ア 救助体制の整備・拡充
イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動
エ 救急救命士の養成・配置等の促進
オ 救助・救急用資機材の整備の推進
カ 救急医療用ヘリコプターによる救急業務の推進
キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

5 交通事故被害者支援の充実 (新規)

- (1) 被害者支援の充実

これまでの取り組みと道路交通事故の現状

年 度	9次計画 目標	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
死 者 数	0	4	3	2	4
負 傷 者 数	100以下	284	259	215	163
人身事故件数	—	213	201	165	129

高山市交通安全計画第9次の目標である死者数0人、負傷者数100人以下は達成できていないが、人身事故件数は着実に減少している。これは、交通安全教室や交通安全運動期間中の街頭啓発による交通安全思想の高揚や道路交通環境の整備など、これまでの交通安全対策の取り組みによるものと考えられる。

平成36年度まで 年間の交通事故死者数 0人
年間の交通事故負傷者数 100人以下

第9次からの見直し

(拡充の内容)
高齢者に対する交通安全教育の推進
関係機関・団体等と連携し、免許証自主返納制度に係る支援施策の充実に努めることで、高齢者が免許証を返納しやすい環境を整えとともに、自主返納制度についての意義や重要性の啓発を効果的に図る。

(新規の内容)
外国人観光客に対する交通ルール遵守の徹底
当市を訪れる外国人観光客の交通事故防止を図るため、多言語による広報媒体を作成し、関係機関・団体等と連携した外国人観光客に対する交通ルールの周知や駅前などにおける啓発活動により、外国人観光客の交通ルール遵守の意識高揚を図る。

(新規の内容)
市民の参加・協働の推進
交通安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。
このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、交通安全に関する活動への市民の積極的な参加を促すとともに、地域社会を構成する多様な主体（市民、地域住民組織、事業者、行政など）が協働してそれぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進する。

(新規の内容)
交通事故被害者支援の充実
交通事故遺児支援のための制度の活用を促進するほか、必要に応じて関係機関・団体等の被害者救済事業に関する情報提供を行うなど、交通事故被害者への支援の充実に図る。
また、関係機関・団体等との連携により市内での被害者相談の実施を推進するとともに、機会の情報提供に努める。